

向洋駅周辺土地区画整理審議会(第6回会議)

1 開催日時

平成16年2月20日(金) 午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所

向洋駅周辺まちづくり事務所 会議室 (府中町鹿籠一丁目21番6号)

3 出席者

審議会委員：定員10名中9名

施行者：町長及び向洋駅周辺まちづくり事務所長外4名、玉野総合コンサルタント(株) 都市整備部区画整理課長外1名

4 議題

1. 小宅地等の取扱い要領について【公開】

5 傍聴人の人数

なし(一般)、なし(報道)

6 会議資料

1. 第6回向洋駅周辺土地区画整理審議会会議次第
2. 諮問第3号(小宅地等の取扱い要領について)
3. 審議会における小宅地等の取扱い要領(案)に対する意見

7 会議の概要 (平成16年5月14日主な意見を追加しました。)

向洋駅周辺土地区画整理事業における小宅地等の取扱い要領を定めることについて、審議会に諮問し下記の通り意見が出ましたが、原案の通り答申をいただきました。

審議会委員の小宅地等の取扱い要領(案)についての主な意見は次のとおりです。

第2条,第3条関連

- 減歩緩和の上限を165平方メートルとしているが、これを120平方メートル位までに下げてその分をより過小宅地のほうへ減歩緩和を厚くできないか。端的に言うと整理前の宅地地積が10平方メートルの人を15平方メートルにできないか。
- 165平方メートルは、府中町建築指導要綱の中にあるのでそのままの数字でも良い。但しあまりの過小宅地については、自分で買い足しをして一定基準以上になるようにすれば良いのではないか。

－お問い合わせ－

向洋駅周辺区画整理事務所

電話番号：082-286-3123